

【依頼】請求書の電子化について

ペーパーレス、オンライン化といった社会の要請に応えるため、事業者の皆様からの請求書をデジタルデータで受付できる「電子請求システム」の運用を開始します。

つきましては、システム導入に伴い変更となる手続きや留意事項等についてお知らせしますので、御確認・御対応いただきますようお願い申し上げます。

1 導入の背景

横浜市では、書類提出にかかる事務の効率化や移動・郵送コストの削減など事業者・市職員双方の利便性向上を図るため、電子入札システムを導入し、契約に関する書類提出の電子化を進めてきました。

一方、支払いに関する請求書については、現在も持参・郵送・電子メールによる提出をお願いしており、負担となっていました。

2 期待される事業者側の負担軽減効果

- 請求書作成、印刷、封入、郵送に要する時間や経費の削減
- 請求書記載事項の不備、差戻し、再提出の減少、省力化
- 契約の履行完了から入金までの期間短縮
- インボイス制度や電子帳簿保存法に対応する作業の軽減

3 電子請求システムの概要

- (1) 利用開始日
令和7年4月15日（火）
- (2) 対象事業者
横浜市一般競争入札有資格者名簿に登載された事業者
- (3) 対象契約
一般会計、特別会計、水道事業会計、工業用水道事業会計のうち、電子入札システムを使用する令和7年度以降の契約等（市立学校除く）
- (4) 操作方法
横浜市WEBサイトにマニュアルを掲載（4月上旬予定）
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kaikei/shiharai/eseikyu.html>



- (5) イメージ



4 手続きの流れ

手続きの大きな流れは次のとおりです。(詳細はマニュアルを御確認ください。)

- (1) 有資格者名簿に登録された電子メールアドレスに、請求依頼のメールが届く
- (2) メールに記載されているURLから電子請求システムにログイン
- (3) 内容を確認、必要事項を入力して提出
- (4) 市職員が受理したタイミングで、受理完了のメールが届く

5 Q&A

Q1：システムを利用するための事前の準備は必要ですか。

A1：電子入札システムの利用環境があれば準備は不要です。初回ログイン時は電子入札システムのユーザーIDとパスワードを使用します。これらは有資格者名簿登録時に電子メールでお送りした「入札参加資格審査結果通知書」に記載されていますが、受領後にパスワードを変更された方は、通知書に記載されているパスワードではなく、御自身で変更されたパスワードを使用してください。

Q2：ユーザーIDとパスワードが分からなくなった場合はどうしたらよいですか。

A2：ユーザーIDが分からなくなった場合はヘルプデスクにお問合せください。パスワードが分からなくなった場合は、ログイン画面からパスワードをリセットしてください。

Q3：どこからシステムにログインできますか。

A3：4(2)のとおり、請求依頼メールに記載されるURLからログインできます。また、3(4)に記載されているページからのアクセスも可能となります。

Q4：システムの操作方法が分かりません。

A4：まずは3(4)に記載されているマニュアルを御確認ください。確認できない内容がある場合には、ヘルプデスクにお問合せください。

Q5：パソコンがなく、スマートフォンで操作はできますか。

A5：スマートフォンでの操作は動作保証外となります。パソコンが使用できない場合には、従来どおり、紙の請求書をご提出ください。

【お問合せ先】電子請求システムヘルプデスク

電話番号：045-330-1899

開設時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日除く）

開設期間：令和7年4月15日から令和7年6月30日まで（予定）